

「あなたがいる わたしがいる 未来がある」 6月23日(土)から29日(金)は 男女共同参画週間です

国では「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取り組みを通じ、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について理解を深めることを推進しています。

なお、町では、平成21年度に「ひろげよう 男女の和 地域の話 寄居の輪」を基本理念に、新たに「男女共同参画推進プラン2010」を策定し、計画的に事業の推進に努めています。

男女共同参画パネル展示 6月25日(月)～29日(金)



今年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズは「あなたがいる わたしがいる 未来がある」です。「男女共同参画による日本再生」を重点とした各種行事等が、全国各地で展開されます。

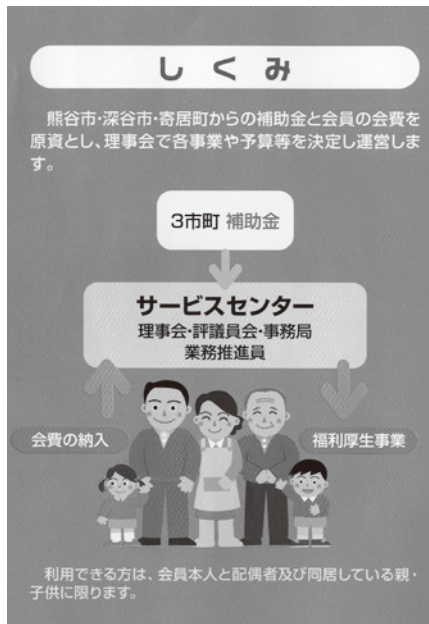
「男女共同参画推進プラン2010」の施策の一環として、6月25日(月)から29日(金)まで、役場1階ロビーで男女共同参画パネル展示を実施します。
「男女共同参画社会基本法」のパネルは、前文から第20条までをイラストでわかりやすくまとめ、「障害と女性」のパネルは、障害を持った女性たちの声を出産や育児についてまとめたものです。これらを展示し、男女共同参画社

少ない負担で大きな福利厚生 ワークメイト大里会員募集!

一般財団法人大里地域勤労者福祉サービスセンター(ワークメイト大里)では、大里地域内3市町(寄居町・熊谷市・深谷市)の中小企業の従業員および事業主の方々の総合的な福利厚生の充実を図り、地域中小企業の振興、発展に寄与することを目的に、さまざまな福利厚生事業を行っています。

月額500円
入会手続き/手続き書類は、ワークメイト大里に直接ご請求ください。
福利厚生事業/旅行宿泊利用補助、施設利用補助(東京ディズニーリゾート、映画館等)、人間ドック等受診費補助、その他
給付事業/祝金、弔慰金、見舞金等
その他/事業主の負担した入会金、会費は、税法上損金、または必要経費として計上できます。
申し込み・問い合わせ/ワークメイト大里(☎524・6655)、または商業観光振興課(☎581・2121)内線42へ。

- 大里地域内の*1中小企業に勤務する*2従業員および事業主
- 大里地域外の*1中小企業に勤務している、大里地域内に居住している*2従業員および事業主
- *1:従業員30人以下、または資本金3億円以下の企業
- *2:パートタイマーを含む
- 入会金/会員1人につき500円(平成24年度は免除)
- 会費/会員1人につき



会の実現に向けて皆さんへご紹介します。ぜひ、お越しください。
町では、役場庁舎前に「男女共同参画推進プラン2010」の基本理念等を表示した啓発塔を設置しています。



問い合わせ/人権推進課(☎581・2121 内線41)へ。

全国一斉 女性の権利110番

女性に対する暴力や離婚問題、夫婦関係調整事件で、夫や相手の男性が暴力を振るうケースや、職場や社会での女性差別、性犯罪被害などの問題について、これらに詳しい弁護士が無償で、対処の仕方や正しい法律知識を提供し、適切なアドバイスを行う電話相談です。

日時/6月28日(木)午前10時～午後4時
電話番号/☎048・864・5224
問い合わせ/埼玉弁護士会(☎048・863・5255)へ。

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施について

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、子どもをめぐるさまざまな人権問題への取り組みとして、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。通常の受付時間を延長するなどして、一人でも多くの子どもたちから専用相談電話による相談を受け付けます。
期間/6月25日(月)～7月1日(日)
時間/午前8時30分～午後7時 ※6月30日(土)、7月1日(日)は午前10時～午後5時
電話番号/0120・007・110(全国共通・無料。ただし、IP電話からは接続できません)
相談担当者/法務局職員、埼玉人権擁護委員連合会子ども人権委員会委員 ※秘密は厳守します。
問い合わせ/さいたま地方法務局人権擁護課(☎048・859・3507)へ。



年金 あれいれ

付加年金とは どのよつなものでしょうか

付加年金は、国民年金第1号被保険者(自営業者、学生など)の独自給付とされています。
毎月の国民年金保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となっております。

下の例の場合、48,000円の付加保険料額で、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乘せされて受け取れることとなります。

- 付加保険料は、老齢基礎年金に上乘せされます。
- 付加保険料の納付は、申し込み月分からはなります。
- 付加保険料は、老齢基礎年金に上乘せされます。

付加保険料を10年間納付した場合の例
付加保険料の納付額=400円×12カ月×10年=48,000円
付加年金の年金額=200円×12カ月×10年=24,000円 (1年分の受給額)

礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。
○国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。
○付加保険料だけの納付はできません(国民年金保険料を納めてから、または一緒に納付期限内に納付してください)。
○納付期限(対象月の翌月末)を超過しての付加保険料は納付できません。

申し込み/年金手帳と印鑑を持参のうえ、保険年金課へお越しください。
問い合わせ/埼玉国民年金電話相談センター(☎525・1844)、熊谷年金事務所(☎522・5158)、または保険年金課(☎581・2121)内線112へ。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。
また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい場合がありますのでご了承ください。